

# 公務員への児童手当の 支給事務を居住地の 市町村長が行うこと

宮城県利府町

# 児童手当制度の現状

## 目的

児童を養育する家庭の生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。

## 支給対象

日本国内に在住している子ども  
(留学で海外在住の子どもでも一定条件を満たせば支給可)

## 受給資格者

日本国内に居住している中学校卒業まで (15歳の誕生日後の初めの3月31日まで) の児童を養育している方

## 支給期間

0歳～子どもが中学校を卒業するまで  
(15歳の誕生日後の3月31日まで)

## 支給月

原則毎年6・10・2月

6月：2～5月分

10月：6～9月分

2月：10～1月分

## 支給月額

3歳未満：15,000円

3歳以上、小学校修了前：10,000円（第3子以降15,000円）

中学生：10,000円

## 児童手当の支給元

【公務員】勤務先

【公務員以外】住所地の市町村長

## 公務員の児童手当

児童手当法で、受給資格者の認定及び児童手当の支給は、公務員以外の被用者及び被用者等でない者にあつては住所地の市町村長が、公務員にあつては所属庁の長が行うこととされており、財源についても、国・自治体（都道府県・市町村）・事業主拠出金で構成されていることから、各省庁が負担することとなった。

# 児童手当制度の課題（支障）

## 具体的な支障事例

88

- 受給資格者が「公務員⇒非公務員」や「非公務員⇒公務員」へ変更になると、併せて申請先も変更になるといった、受給資格者にとって理解しにくい制度となっている。
- 児童手当法第4条第3項の規定により、児童を監護する者のうち所得の多い者が受給資格者となるため、例えば、夫婦において、一方は公務員、もう一方は個人事業主等の年によって所得変動が大きい者である場合は、後者の所得変動によって、毎年のように申請先の変更を伴う受給者変更の手続を行わなければならない事例もある。  
また、制度の内容を理解しておらず、変更申請が15日以上遅れてしまった場合、遡及申請はできないことから不支給期間が発生する。

# 子育て世帯臨時特別給付金に係る事務

69

- 原則として、給付金支給対象者（公務員含む）は基準日時点の住所地の市町村に対し、給付金支給申請を行うが、各市町村においては公務員の児童手当の受給状況を把握していないこと、公務員に個別に申請勧奨する手段がないことから、所属長において給付金支給対象になり得る職員に対して、児童手当受給状況に係る証明書の交付、公務員用の申請書様式の配布及び申請勧奨等を行う必要がある。
- 令和2年度から児童手当の仕組みを活用したコロナ関連の給付金の支給が複数回行われてきた。  
当該給付金は児童手当と異なり公務員も含めて居住地の市町村から支給となったが、公務員は積極支給の対象とはならず申請が必要となり、各自治体の人事担当部署において、当該者の児童手当受給証明を発行するなど公務員分の情報把握等に時間や労力がかかり、結果として給付時期が遅れる等の支障も各自治体で生じたと考えられる。

# 児童手当制度改革に係る提案

○児童手当法（昭和46年法律第73号）第17条を撤廃し、公務員の児童手当について、他の受給資格者と同様に、居住地の市町村長から支給することを求める。

# 児童手当制度改革による効果

○申請先が異なることによる申請漏れがなくなり、児童手当の不支給期間の発生が抑制され、住民サービスの向上につながる。

○今後、児童手当の仕組みを活用した国の政策等による事務が発生した場合も、住民は迅速にサービスを受けられ、市町村もスムーズに事務を行うことができる。

《管理番号 193》

認定こども園の認可・認定に関する都道府県の  
事前協議手続きの廃止

令和4年7月12日  
指定都市市長会（浜松市）

<管理番号 193>

**提案事項名** 認定こども園の認可・認定における都道府県知事との事前協議を廃止すること

**求める措置の具体的内容** 政令指定都市の長が行う認定こども園の認可・認定における都道府県知事との事前協議を不要とすることを求める。

現状			提案内容		
事業者	政令指定都市	都道府県	事業者	政令指定都市	都道府県
①認定こども園の認可や認定の申請	→		①認定こども園の認可や認定の申請	→	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <b>課題（支障）</b>            認可・認定は、法に基づく審査基準が定められており、事前協議は形式的な手続きとなっている         </div>	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <b>②認可や認定の事前協議</b>            （認定こども園法第3条第7項、第17条第4項）         </div>	←	<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; width: fit-content;"> <b>効果</b>            事前協議の廃止により、効率的な事務の執行が可能         </div>		
		←		<b>③了承</b>	
	<b>④認可・認定</b> <u>※法に基づく審査基準</u> （認定こども園法第3条第5項、第17条第2項）	←		<b>②認可・認定</b> <u>※法に基づく審査基準</u> （認定こども園法第3条第5項、第17条第2項）	←
	<b>⑤情報提供</b> （認定こども園法第3条第12項、第18条第2項）	→		<b>③情報提供</b> （認定こども園法第3条第12項、第18条第2項）	→

※認定こども園法：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

浜こ幼第 [ ] 号  
令和 4 年 3 月 9 日

静岡県知事 川勝 平太 様

浜松市長 鈴木 康友



幼保連携型認定こども園の認可について(協議)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 17 条第 1 項に基づく、幼保連携型認定こども園の認可にあたり、同条第 4 項に基づき協議します。

- 1 施設数 4 施設
- 2 添付書類 法第 17 条第 4 項による協議書 別紙様式

担当：浜松市こども家庭部  
幼児教育・保育課  
企画グループ  
TEL [ ]

●法第17条第4項による協議書 別紙様式

No	施設の状況		設置者の状況			利用定員(人)				施設の目的	
	施設名	所在地	設置者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	1号認定	2号認定	3号認定			計
								1～2歳	0歳		
1		浜松市				9	66	42	12	129	幼保連携型認定こども園の設置
2		浜松市				82	72	42	6	202	幼保連携型認定こども園の設置
3		浜松市				0	72	36	12	120	幼保連携型認定こども園の設置
4		浜松市				0	33	18	9	60	幼保連携型認定こども園の設置

※令和4年4月1日の認可までに、変更する可能性があります

(参考情報)

区分	歳児別定員(人)													電話番号	園長	延床面積 (m <sup>2</sup> )	園庭面積 (m <sup>2</sup> )	食事の 提供	平日の 開所時間
	1号					2・3号							合計						
	満3歳	3歳	4歳	5歳	小計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小計							
	-	3	3	3	9	12	20	22	22	22	22	120	129					自園調理	7:15~ 19:00
	10	24	24	24	82	6	18	24	24	24	24	120	202					自園調理	7:00~ 18:30
	-	-	-	-	0	12	18	18	24	24	24	120	120					自園調理	7:00~ 18:30
	-	-	-	-	0	9	9	9	11	11	11	60	60					自園調理	7:00~ 18:30

105

※令和4年4月1日の認可までに、変更する可能性があります



こ未第 [redacted] 号  
令和4年3月15日

浜松市長 鈴木 康友 様

静岡県知事 川勝 平太



幼保連携型認定こども園の認可について

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第4項に基づき、令和4年3月9日付け浜こ幼第 [redacted] 号により協議のあったこのことについては、異存ありません。

担 当 [redacted]

電話番号 [redacted]

## 浜松市内の認定こども園の在籍児童数(令和4年4月1日現在)

(単位:施設、人)

区分	施設数	1号(幼稚園機能)			2・3号(保育所機能)			合計			市外(広域利用)児童の割合
		市内	市外(広域利用)	小計	市内	市外(広域利用)	小計	市内	市外(広域利用)	小計	
		a	b	c	d=b+c	e	f	g=e+f	h	i	
幼保連携型認定こども園	71	1,364	9	1,373	7,664	5	7,669	9,028	14	9,042	0.15%
保育所型認定こども園	3	30	0	30	388	0	388	418	0	418	0.00%
合計	74	1,394	9	1,403	8,052	5	8,057	9,446	14	9,460	0.15%

市内・・・浜松市民

市外(広域利用)・・・市外の子どもが、浜松市内の認定こども園を利用している人数